

議案第65号

安曇野市手数料条例の一部を改正する条例

安曇野市手数料条例（平成17年安曇野市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「、法」を「、同法」に、「又は法」を「又は同法」に改める。

別表第3項中「同法第73条第2項」を「法第73条第2項」に改め、同表第4項中「法施行令第3条」を「狂犬病予防法施行令第3条」に改め、同表第5項中「同法第8条」を「法第8条」に改め、同表第7項中「7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項から第15項までの項を1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年8月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第66号

安曇野市穂高農村景観活用交流施設条例を廃止する条例

安曇野市穂高農村景観活用交流施設条例（平成17年安曇野市条例第170号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年8月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第67号

安曇野市三郷総合営農センター条例を廃止する条例

安曇野市三郷総合営農センター条例（平成17年安曇野市条例第175号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年2月1日から施行する。

令和3年8月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第68号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 介護保険等運営協議会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員			6,700	3,500
-----------	--	--	-------	-------

附 則

この条例は、令和4年4月1日より施行する。

令和3年8月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第69号

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例

安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

催事収録用集音 マイク装置	1式4,190円	1式4,190円	1式4,190円	1式12,570円
スクリーン	1台1,040円	1台1,040円	1台1,040円	1台3,120円

」を

「

催事収録用集音 マイク装置	1式4,190円	1式4,190円	1式4,190円	1式12,570円
プロジェクター	1台2,200円	1台2,200円	1台2,200円	1台6,600円
スクリーン	1台1,040円	1台1,040円	1台1,040円	1台3,120円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘